

第 67 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた  
東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社への追加質問及び回答  
(着信事業者が設定する音声接続料の在り方関係)

問 1 KDDI 株式会社説明資料の P. 7にあるように、着信課金や国際通話は、ビル&キープ方式の対象外になり、従ってビル&キープ方式導入後も接続料の算定は継続するという考え方に同意するか。

(相田構成員)

(NTT東西回答)

- 規制・運用コスト最小化の観点から踏まえれば、ビルアンドキープ方式は全事業者一律に導入し、呼種に関わらず接続料の算定・精算を行わないことが最適と考えます。
- 仮に 2 社間合意による段階的なビルアンドキープ方式の導入等を進めていくのであれば、着信課金・国際通話の扱いについては、当該呼のトラフィック量や接続料取引額の規模、当該呼を精算しないことによる各事業者の事業運営への影響度などを踏まえつつ、事業者全体の規制対応・運用コストを最小化する観点から、既存の規制の見直し・簡素化(例えば、コストを要するトラフィックごとの精算ではなく、トラフィックによらない定額精算の導入等)を含め、改めて検討することが望ましいと考えます。

問 2 問 1 のように接続料算定・精算業務は一部残るとして、単純な相互発着信呼が全てビル&キープ方式になるとしたら、貴社にとってのコスト削減効果はどれくらいか、可能な限り定量的にお答えいただきたい。

(相田構成員)

(NTT東西回答)

- ビル&キープ方式が全事業者一律に導入されることになれば、直接的には、接続料の算定・精算等に要する人員コストや精算システムのコストの削減が可能となることに加え、間接的には、接続料算定のために全社的に行っている精緻な稼働・コストの分計を不要とすることで、通信事業全般のオペレーションを抜本的に見直し効率化を進めることも可能になってくると考えています。その定量的な効果を直ちにお示しするのは難しいですが、今後の議論の進展状況を踏まえながら検討させていただきたいと考えます。

問3 コスト削減以外に貴社がビル&キープ方式のメリットと思っていることはあるか。それは主に貴社のみにとってメリットになることか、接続相手やエンドユーザにとってもメリットとなることか。

(相田構成員)

(NTT東西回答)

- ビルアンドキープ方式の導入により、当社のみならず全事業者において、規制対応・運用コストの抑制が図られるだけでなく、自網コストはすべて自社負担となるため、他社から過剰な利潤を得る余地はなく、効率化インセンティブが強く働くことになるものと考えます。また、自社サービスの料金の設定範囲が、自網コストのみ（他網コストの負担なし）となるため、より柔軟なサービスメニュー等を検討する余地が広がり、エンドユーザの利便性向上にも繋がるものと考えます。

問4 ビル&キープ方式の導入に際して提示されている2社間での「合意」ではなく、KDDI株式会社説明のようなルール化という方向性に関する受け止め方および懸念（課題）の有無等についてお教えいただきたい。

(西村暢史構成員)

(NTT東西回答)

- 当社としては、全ての事業者が一律・公平に「ビル&キープ方式」を用いることにより、着信接続料高止まりの課題への対応や規制対応・運用コストの抑止を図ることが最適と考えます。
- また、そのためには、事業者によらず一律のルール導入に向けた検討を進めていくことが必要と考えます。
- なお、上記の議論に時間を要するのであれば、少なくとも指定設備事業者を含む2社間において合意が図られれば、当該方式を用いることは認められるべきと考えます。

問5 また、問4のように2社間の「合意」という場合、トラヒック・ポンピングに関与している疑いのある事業者との間では当該「合意」に到達する状況はどのように期待されるのか、加えて、当該「合意」の過程と内容に関する

る適正性等確保の制度的担保の必要性の有無等のお考えについてお教えいただきたい。

(西村暢史構成員)

(NTT東西回答)

- ビルアンドキープ方式の導入に関わらず、相互接続における接続料その他の接続条件に係る「合意」過程については、基本的には二社間協議に委ねるのが原則と考えますが、その適正性等を担保する仕組みとしては、すでに裁定申請等の紛争処理に係る手続きや事業者間協議等に係るガイドライン、裁定方針等が設けられていると認識しております。
- しかしながら、着信接続料については、着信網の独占性(着信ボトルネック)に起因し、過度な利潤の上乗せ等による着信接続料の高止まりに対する抑止力が働かない構造にあることに加え、こうした事業者が存在した場合、協議により算定の妥当性を確認していくことは困難なのが実情です。
- 上記を踏まえれば、トラヒック・ポンピングの事例を含め、過剰な利潤の上乗せ等による接続料の高止まりが続き、事業者間の協議が調わない場合は、事業者間の公平性や利用者利便確保の観点から、当該事業者の合意有無に関わらずビル&キープ方式の適用を求めることができる仕組みを設けるべきと考えます。

問6 NTT東日本・西日本説明資料 67-2P. 8「接続料の算定(会計整理等含む)や接続料を精算するためのシステム、請求・照合等の対応に係るコストが不要。」と指摘されているが、KDDI株式会社説明資料P. 8によれば、「ビル&キープ方式導入後も既存の接続料制度・接続料算定は必要」と規制コストはあまり削減されないであろうことが指摘されている。

着信課金、国際電話等のサービスが残る等、ビル&キープ方式への全面移行は現実的でないことも想定される。そうであれば、規制コストを含む接続制度維持のためのコストは「不要」にはならないようにも思われる。

あくまでも相対で限定的にビル&キープ方式が導入されることを前提として、ビル&キープ方式導入によるメリットを改めて指摘いただきたい。

(関口構成員)

(NTT東西回答)

- ビルアンドキープ方式の導入が一部呼種への導入や二者間合意に基づく導入になったとしても、対象呼種・事業者との精算・協議稼働等の削減が図られ

るだけでなく、自網コストはすべて自社負担となるため、他社から過剰な利潤を得る余地はなく、効率化インセンティブが強く働くことになるものと考えます。また、自社サービスの料金の設定範囲が、自網コストのみ（他網コストの負担なし）となるため、より柔軟なサービスメニュー等を検討する余地が広がり、エンドユーザの利便性向上にも繋がるものと考えます。

問7 非指定事業者との接続において、当該事業者における接続料の設定は事業者間協議で決めており、過去、合意に至らなかったケースがいくつかあったと記憶しているが、今でも合意に至らないケースがあるか。

合意に至らないケースがあれば、合意に至らない事情を示されたい。過去5年間で合意に至ったケースがあれば、いつどのような形で（計算方法、合意前後での接続料の変化）を示されたい。

（佐藤構成員）

（NTT東西回答）

- 従前より、他事業者の設定する着信接続料に係る協議においては、当該接続料は適正原価・適正利潤に基づき適正に算定されたものであることを確認するため、具体的な算定根拠等、当該接続料の妥当性を確認できる情報の提示を求めています。
- 一方で、実際に具体的な算定根拠等の提示をこれまでいただいたことはなく、また仮に提示をいただいたとしてもその妥当性の確認には相当の稼働・期間を要することが想定されることを踏まえ、具体的な算定根拠等の提示をいただけなかったとしても、当社の設定する着信接続料（PSTN及びひかり電話接続料）と同等以下の水準である場合は、着信接続料に係る費用負担の同等性は確保されているとして、当該の着信接続料について合意を図ってきたところです（固定系事業者の場合）。
- 合意に至らなかった個別のケース及び合意に至らなかった事情については、以下の通りです。

赤枠内構成員限り

問8 この制度の下では、各事業者の契約者数が利益に影響すると思われる。特に、契約者が少ない事業者が不利になると思われる。このような小規模事業者の救済処置は必要と思われるか。

例えば、小規模事業者が多い米国のビル&キープ制度では、ユニバーサル・サービス基金が過疎地の小規模事業者を補助していると聞いています。

(辻座長)

(NTT東西回答)

- 事業者の規模（契約者数）と当該事業者と他の事業者間のトラフィックバランス、接続料収支は直接相関しないため、ビル&キープ制度の導入により、契約者数の少ない事業者が不利になることはないと考えます。
- また、ネットワークのIP化が進展している中、容量やスペック等に応じた様々な通信機器（サーバ・ルータ等）が提供されており、事業者は事業規模等に応じて選定することが可能であることを踏まえれば、事業規模に基づくスケールメリットはそこまで働かなくなっているものと考えます。
- 一方で、前述の通り、自社サービスの料金の設定範囲が、自網コストのみ（他網コストの負担なし）となるのは全事業者共通であり、事業者の規模によらず、効率化インセンティブが強く働くとともに、コスト削減により柔軟なサービスメニュー等を検討する余地が広がるものと考えます。

第 67 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた  
東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社への追加質問及び回答  
(シェアドアクセス方式における残置回線に係る  
接続料算定方法の見直し関係)

問 1 第 67 回会合における貴社説明資料 P. 11 で示された算定方法を見直す  
場合の単価試算を踏まえ、貴社はシェアドアクセスを利用する小規模事業  
者への影響について、どのように考えるか。

(佐藤構成員)

(NTT東西回答)

- 残置回線に係る維持負担額について、網使用料として利用回線数に応じた  
負担に見直した場合、事業者によっては負担額が増加する可能性があること  
にも留意した上で、小規模事業者の意見も踏まえながら検討していく必要があ  
ると考えます。

問 2 令和 4 年 12 月末時点又は令和 4 年 12 月中における次のデータ (東西  
別) を示されたい。

- (1) 残置回線の回線数 (残置判断をした事業者別、年別の推移)
- (2) 現用回線の回線数 (利用事業者別)
- (3) 再利用の件数 (再利用元事業者別)
- (4) 転用の件数 (転用元事業者別)
- (5) 新設の件数 (利用開始事業者別)
- (6) (3) ~ (5) 以外の方法で分岐端末回線を提供することがある場合、  
その件数 (提供先事業者別)
- (7) 撤去の件数 (撤去前利用事業者別)
- (8) フレッツ光・コラボ光における事業者変更の件数  
(フレッツ光からコラボ光に変更する場合、コラボ光からフレッツ光  
に変更する場合、コラボ光からコラボ光に変更する場合の内訳)
- (9) 2本引き (同じ住宅に2本の分岐端末回線が引かれている状態) の件数
- (10) (9) のうち、2本とも残置回線である件数
- (11) 過去における残置回線の再利用の状況 (例えば、最後に再利用されてか  
ら3年以上・5年以上経過した残置回線の件数、一度も再利用されてい  
ない残置回線で最も残置期間が長いもの)

(佐藤構成員)

(NTT東西回答)

○ 提示可能なデータについては、別紙ファイルの通り回答させていただきます。

- (1) 残置回線の回線数(残置判断をした事業者別、年別の推移)  
本データは年度末のデータを集計・把握する運用としており、12月時点のデータ把握には相当の時間を要することから2019年度末、2020年度末、2021年度末の回線数を回答します。
- (2) 現用回線の回線数(利用事業者別)  
本データは年度末のデータを集計・把握する運用としており、12月時点のデータ把握には相当の時間を要することから2021年度末の回線数を回答します。
- (3) 再利用の件数(再利用元事業者別)  
2022年12月の件数を回答します。
- (4) 転用の件数(転用元事業者別)  
本データは年度末のデータを集計・把握する運用としており、12月時点のデータ把握には相当の時間を要することから2021年度の件数を回答します。
- (5) 新設の件数(利用開始事業者別)  
本データは年度末のデータを集計・把握する運用としており、12月時点のデータ把握には相当の時間を要することから2021年度の件数を回答します。  
なお、別紙の回答件数には「再利用」、「転用」の件数を含みます。
- (6) (3)～(5)以外の方法で分岐端末回線を提供することがある場合、その件数(提供先事業者別)  
(3)～(5)以外の方法で提供することはありません。
- (7) 撤去の件数(撤去前利用事業者別)  
本データは年度末のデータを集計・把握する運用としており、12月時点のデータ把握には相当の時間を要することから2021年度の件数を回答します。
- (8) フレッツ光・コラボ光における事業者変更の件数  
(フレッツ光からコラボ光に変更する場合、コラボ光からフレッツ光に変更する場合、コラボ光からコラボ光に変更する場合の内訳)  
本データは年度末のデータを集計・把握する運用としており、12月時点のデータ把握には相当の時間を要することから2021年度の件数を回答します。
- (9) 2本引き(同じ住宅に2本の分岐端末回線が引かれている状態)の件数  
当社のシステムでは建物ではなく住所単位で設備を管理しているため、同一建物に複数の引込線が設置されている件数を把握することは困難です。
- (10) (9)のうち、2本とも残置回線である件数  
項番9の回答のとおり、当社のシステムでは建物ではなく住所単位で設備を管理しているため、同一建物に複数の残置回線が設置されている件数を把握することは困難です。
- (11) 過去における残置回線の再利用の状況(例えば、最後に再利用されてから3年以上・5年以上経過した残置回線の件数、一度も再利用されていない残置回線で最も残置期間が長いもの)  
当社のシステムでは、設備毎の再利用の履歴を管理していないため、過去における残置回線の再利用の状況をお示しすることは困難です。

問3 第67回会合における貴社説明資料P.11の算定根拠を示されたい。

(佐藤構成員)

接続料での負担が、現状328円から465円(NTT東日本)、412円から762円(NTT西日本)と上昇率が予想以上に大きい。算定の根拠や上昇の要因等の説明が欲しい。

(辻座長)

(NTT東西回答)

- 残置回線の維持負担に係る2021年度の年間収入実績(当社利用部門及び接続事業者様の負担額の合計)を2021年度末における分岐端末回線の回線数で除して見直し影響額を算出しております。

	東日本	西日本
① 維持負担に係る年間収入実績 (2021年度)	17,063百万円	33,029百万円
② 分岐端末回線数 (2021年度末)	10,401千回線	7,867千回線
③ 見直し影響 (①/②/12ヵ月)	137円/月	350円/月
④ 現用の分岐端末回線に係る接続料 (2022年度適用)	328円/月	412円/月
⑤ 見直し後の接続料 (④+③)	465円/月	762円/月

問4 残置回線の撤去時に支払う未償却残高の計算方法を示されたい。例えば、ユーザが3年・5年利用した分岐端末回線を(残置せず)そのまま撤去した場合はいくらか。

(佐藤構成員)

(NTT東西回答)

- 残置回線の撤去時に接続事業者様にご負担いただく額については接続約款に以下の通り規定をしております。

未償却残高 = {(光信号引込等設備の取得固定資産価額 - 光信号引込等設備

の残存価格) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 +  
光信号引込等設備の残存価格} × (1 + 貸倒率)

\* 「光信号引込等設備」は残置回線を示す接続約款上の用語となります。

「光信号引込等設備の取得固定資産価額」は現行の接続約款では東日本：  
15,782円、西日本：22,685円としております。

「光信号引込等設備の残存価格」は現状「0」としております。

2022年度に適用する「貸倒率」は「0」としております。

○ 上記の規定に基づき、ご質問いただいた例における未償却残高を算定した結果は以下の通りとなります。

	東日本	西日本
3年利用後の撤去	13,414円	19,282円
5年利用後の撤去	11,836円	17,013円

問5 貴社のユーザが回線撤去を選択した場合の利用者の負担額（5年前～  
現在までの推移）を示されたい。また、負担額を何に基づき設定しているか。  
（佐藤構成員）

（NTT東西回答）

○ 当社の光サービスにおいては、引込線等の設備を撤去する場合、その理由によらず、撤去費の個別負担は求めておりません。

問6 残置回線に関する今回の見直しにより、負担が減少する事業者、逆に増加する事業者が出てくる。その差は、現行の残置回線数に依存すると思われる。残置回線が多い（少ない）事業者は結果的に負担が減少（増加）する。従って、以下のような問題が発生する可能性がある。

（1）これまでの残置回線数

網使用料化すれば、これまで残置回線が少なかった事業者が、結果的にこれまで残置回線が多かった事業者を補助する形になる可能性がある。これと公正競争の影響をどう考えられるか。

（2）今後の残置回線の削減のインセンティブ

網使用料化すれば、今後残置回線を減らそうという誘因は生じられると思われるか。

（3）接続料の上昇による新規参入への影響

この仕組みでは接続料が上昇するが、これは新規参入事業者の減少といった競争への影響はあると思われるか。特に、過去の残置回線の処理を、それと

関係ない新規参入事業者に負担させるという公平上の問題は生じないか。  
(辻座長)

(NTT東西回答)

○ (1) について

すでに広く引込線等の再利用が行われており、残置回線はシェアドアクセスを利用する全ての事業者様とその受益者になりうる設備となっていることを踏まえれば、残置回線に係る維持負担額について、網使用料として利用回線数に応じた負担(分岐端末回線の接続料原価に算入して回収)に見直すことは一定の合理性があると考えます。この見直しが分岐端末回線の利用にかかる受益に応じた負担となるのであれば、事業者間で負担を補助するという事にならないため、公正競争を損なうことはないと考えます。

○ (2) について

FTTH サービスの需要が継続的に発生する状況においては、シェアドアクセス方式の引込線等の設備は回線廃止時に撤去することなくそのまま残置して再利用していくことが効率的であり、かつユーザ利便にも適うと考えます。今後、当社が一元的に引込線等の扱いを判断・運用していくことに加え、維持負担額を網使用料として利用回線数に応じた負担(分岐端末回線の接続料原価に算入して回収)に見直すことで、残置の障壁が解消され、設備運用の効率性向上が期待されるものと考えます。

○ (3) について

新規参入事業者も既存の残置回線を利用して光サービスを提供していくことは可能であることから、残置回線の費用を網使用料としてご負担いただくことは受益者負担の観点にもかなうものと考えます。なお、残置回線の維持負担額の網使用料化は、これまでの残置回線数に応じた負担を分岐端末回線数に応じた負担に見直すものであり、原則として引込線等を残置するのであれば、事業者の負担額は変わらないものと考えます。

問7 残置回線は、引っ越しやユーザの高齢化、死亡といった理由に加えて、ユーザを他事業者に取られた場合、元の事業者が回線を残置することになるので、事業者間の競争の結果残置回線が発生する。

残置回線を今後生じないようにするには転用が重要であり、今後、シェアードコラボ間の転用も実現することとなるが、現状実現しているシェアードフレッツ間の転用について、利用が低調なのは、どのような理由があると思われるか。

(辻座長)

(NTT東西回答)

赤枠内構成員限り

